

■ 第5章 ■

地域生活を支える取組の推進

INDEX

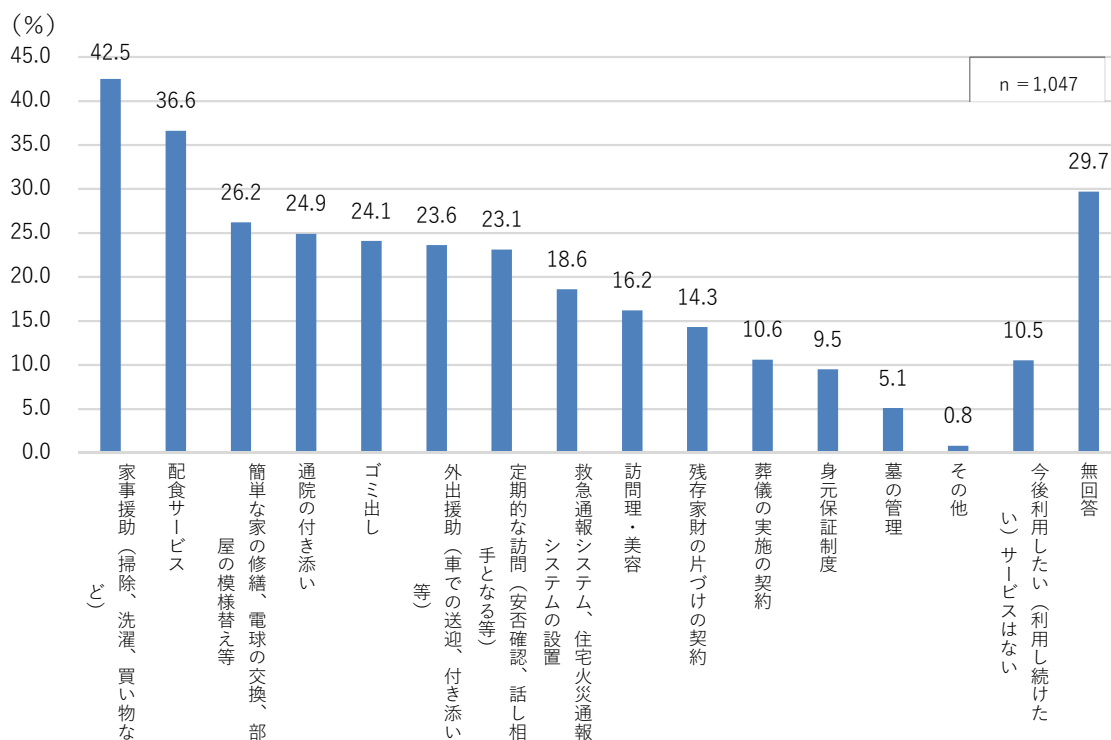
| | | | |
|-----|--------------------|-------|-----|
| 第1節 | 地域生活を支える取組を取り巻く状況 | ----- | 257 |
| 第2節 | 生活支援サービスの推進等に向けた取組 | ----- | 265 |

第1節 地域生活を支える取組を取り巻く状況

1 生活支援サービスの状況

- 都内の高齢者単身世帯は、令和2年の約92万世帯から令和12年には約101万世帯、令和22年には約119万世帯まで増加すると予測されています。
- 一人暮らし高齢者（単身世帯）に悩みごとの内容について聞いたところ、「自分の健康・病気」という回答が56.4%と最も多くなっています。
また、同様に単身世帯の高齢者に相談相手について聞いたところ、「相談したりする人はいない」という回答が14.6%と、他の世帯に比べて高い割合になっています¹。
- 一人暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するためには、健康や病気に対応するための介護や医療のサービス提供はもちろんですが、食事の用意、見守り、ちょっとした困りごとへの対応など、日常生活を送る上で、頼ることのできる多様な生活支援サービスが欠かせません。
- 都内の一人暮らし高齢者にこのような生活支援サービスの中で今後利用したいサービスを聞いたところ、「家事援助（掃除、洗濯、買い物など）」、「配食サービス」などのニーズが高くなっています。

今後利用したい日常生活支援サービス（一人暮らし高齢者）



資料：東京都福祉保健局「令和2年度「高齢者の生活実態」」（令和3年）より作成

1 東京都福祉保健局「令和2年度「高齢者の生活実態」」（令和3年）

- 一方で、これまで介護サービス等の提供を担ってきた生産年齢人口は、東京都においては、令和7年の約946万人をピークに減少を続け、令和22年には約875万人となると予測されています。こうした状況を踏まえると、生活支援サービスにおいては、高齢者がサービスを受ける側だけではなく、サービスの担い手となり、お互いに支え合うという視点が、今後、ますます重要となります。
- 平成27年度の介護保険制度改正では、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成などの資源開発や、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築の機能）を担う生活支援コーディネーターの配置と、多様な主体間の連携・協働による取組を推進するための定期的な情報共有の場である協議体の設置などが地域支援事業に位置付けられました。
- 生活支援コーディネーターは、活動エリアによって、第1層と第2層に分かれており、第1層は区市町村区域、第2層は日常生活圏域（中学校区域等）においてそれぞれの役割を担います。区市町村において生活支援・介護予防の体制整備が進められていますが、コーディネーターの配置や取組の進捗状況は異なっています。

都内における生活支援コーディネーター配置自治体数

| | 少なくとも 1層・2層 どちらかを配置 | 1層を配置 (区市町村区域) | 2層を配置 (日常生活圏域) |
|------|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 区部 | 23 | 22 | 19 |
| 市町村部 | 37 | 37 | 22 |
| 合計 | 60 | 59 | 41 |

(注) 1層・2層を兼任のコーディネーターについては、1層に計上

都内における協議体設置自治体数

| | 少なくとも 1層・2層 どちらかを設置 | 1層を設置 (区市町村区域) | 2層を設置 (日常生活圏域) |
|------|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 区部 | 22 | 19 | 20 |
| 市町村部 | 31 | 31 | 23 |
| 合計 | 53 | 50 | 43 |

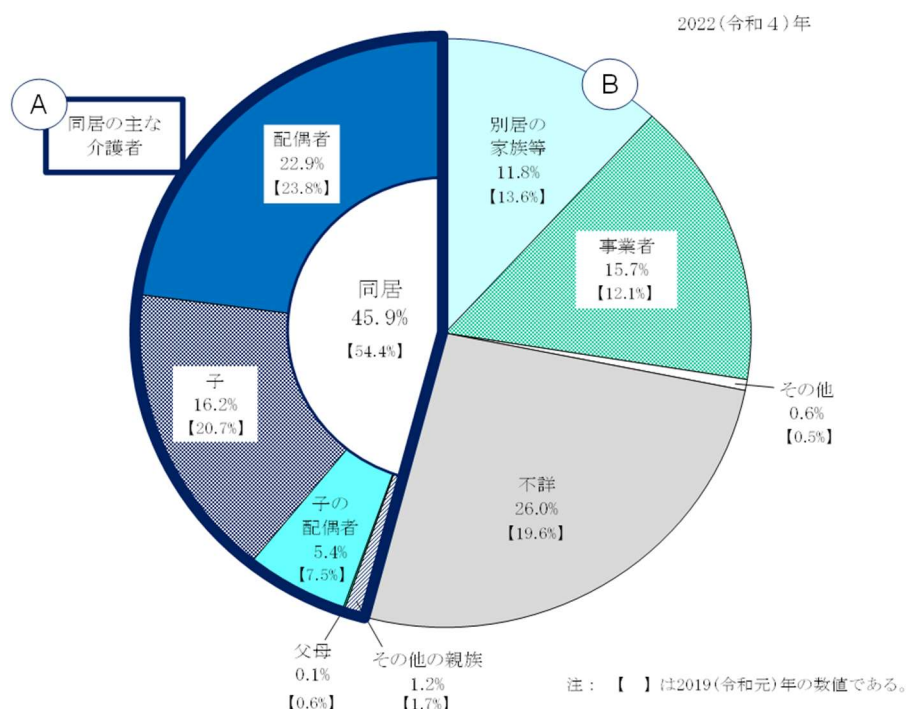
(注) 令和5年6月時点

資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

2 家族介護者の状況

- 国民生活基礎調査によると、主な介護者は、要介護者等と「同居」している割合が45.9%で最も高くなっています。

要介護者等との続柄別主な介護者の構成割合[全国]



(注1) 【 】内は令和元年の数値である。

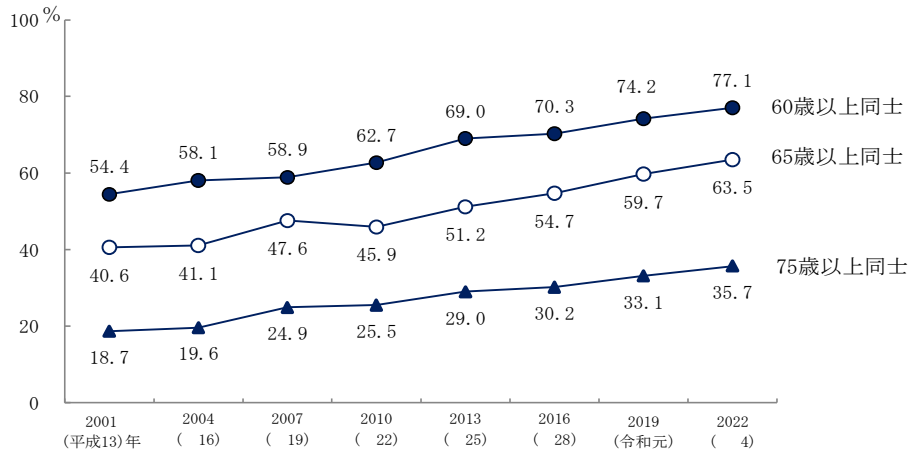
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)

- 同居の主な介護者と要介護者等の組合せを年齢階級別に見ると、「70～79歳」の要介護者等では、「70～79歳」の者が介護している割合が約6割、「80～89歳」の要介護者等では、「80歳以上」の者が介護している割合が約3割で最も高くなっています²。

また、要介護者等と同居している主な介護者と、要介護者等それぞれの年齢構成がともに65歳以上であるいわゆる「老老介護」の割合を見ると、平成22年には全国で45.9%、令和元年には59.7%、令和4年には63.5%と経年的に増加しています。

2 厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)

要介護者等と同居の主な介護者の年齢組合せ別の割合の年次推移[全国]



注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)

- 過去5年間に介護・看護のため離職した者は47万4千人となっています。このうち、令和4年(2022年)は10万6千人となっており、現状が有業である者は2万3千人、無業である者は8万3千人となっています³。
- 国は「介護離職ゼロ」を掲げ、育児・介護休業法に基づく両立支援策を実施し、最長3か月の介護休業は平成29年(2017年)から3回まで分割取得もできるようになっていますが、介護休業の取得者は、介護しながら働く人(ビジネスケアラー)の1.6%に止まっています。
- また、近年、同居する祖父母などの介護や家事に追われる子供や若者(ヤングケアラー)への支援の強化が求められています。

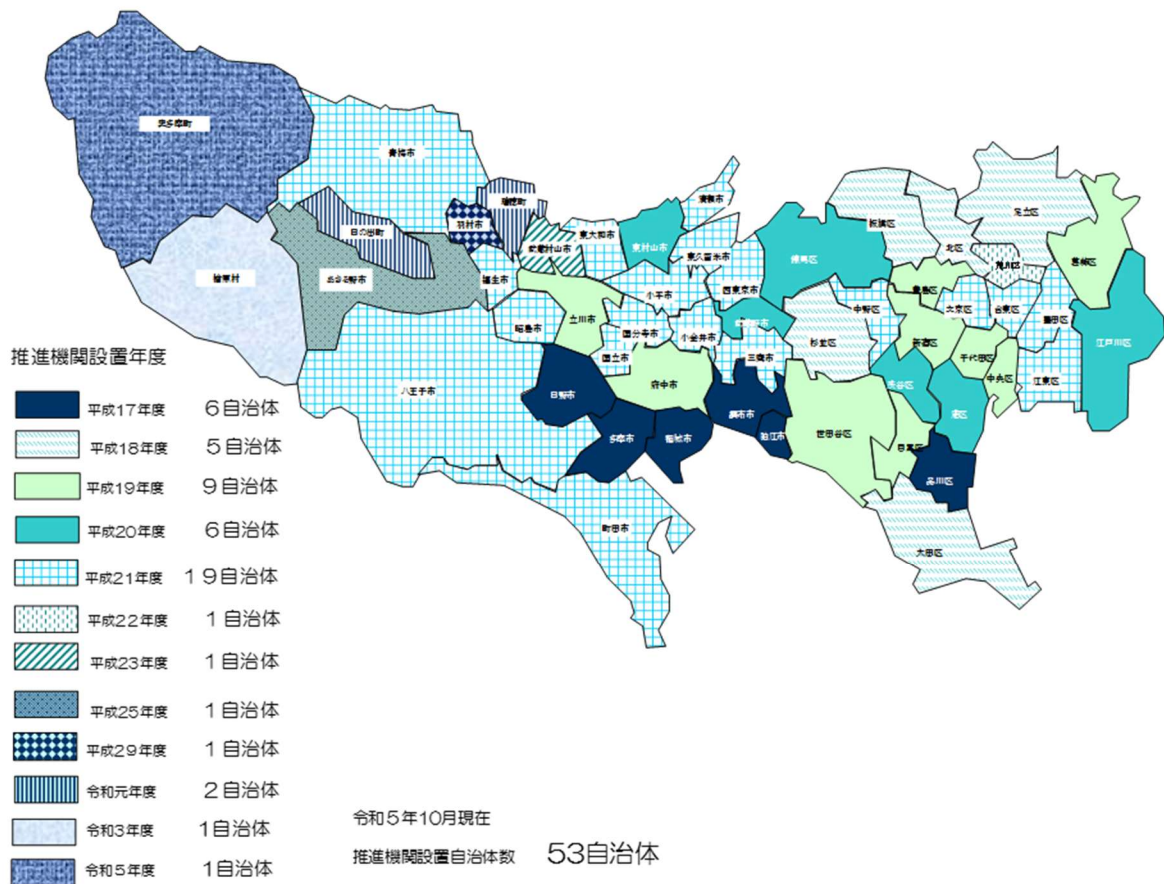
3 総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」

3 高齢者の権利擁護等の状況

< 高齢者の権利擁護 >

- 平成12年に始まった成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みであり、高齢者等の消費者被害や虐待等の防止にも効果のある制度です。
- 東京都では、平成17年度から成年後見制度の利用に関する相談対応や後見人支援等を行う成年後見制度推進機関⁴の設置を進めており、現在53区市町村で設置しています。

区市町村の成年後見制度推進機関設置状況

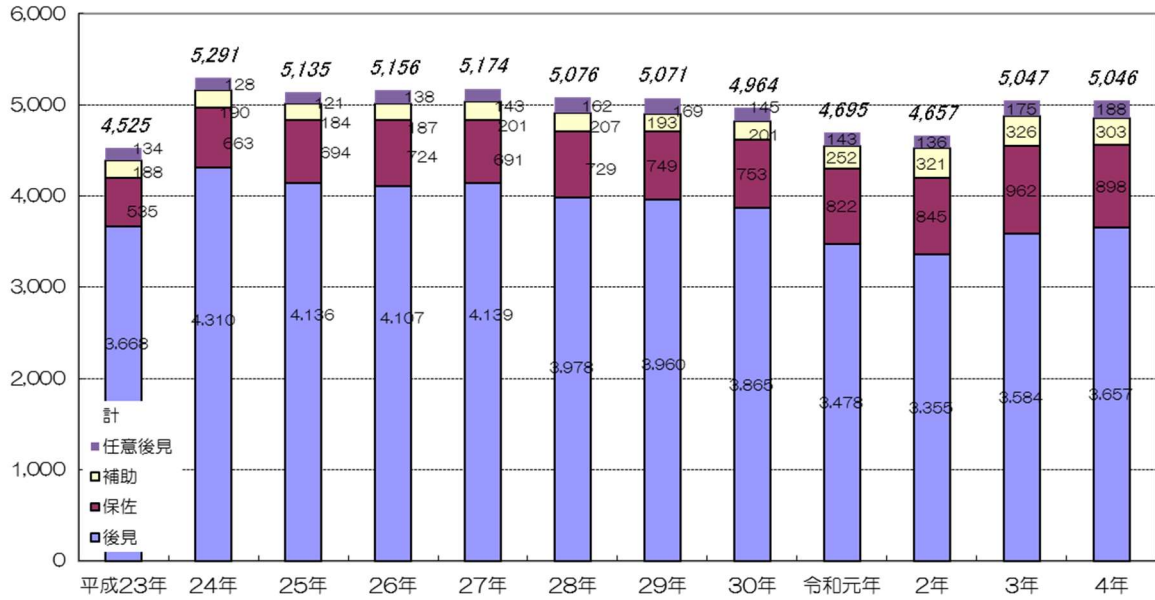


資料：東京都福祉局生活福祉部作成

4 成年後見制度の利用相談、申立支援や後見人のサポート、地域ネットワークの活用、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成等を実施しており、区市町村の社会福祉協議会等が主に担っている。

成年後見制度の申立実績の推移（平成23年から令和4年まで）

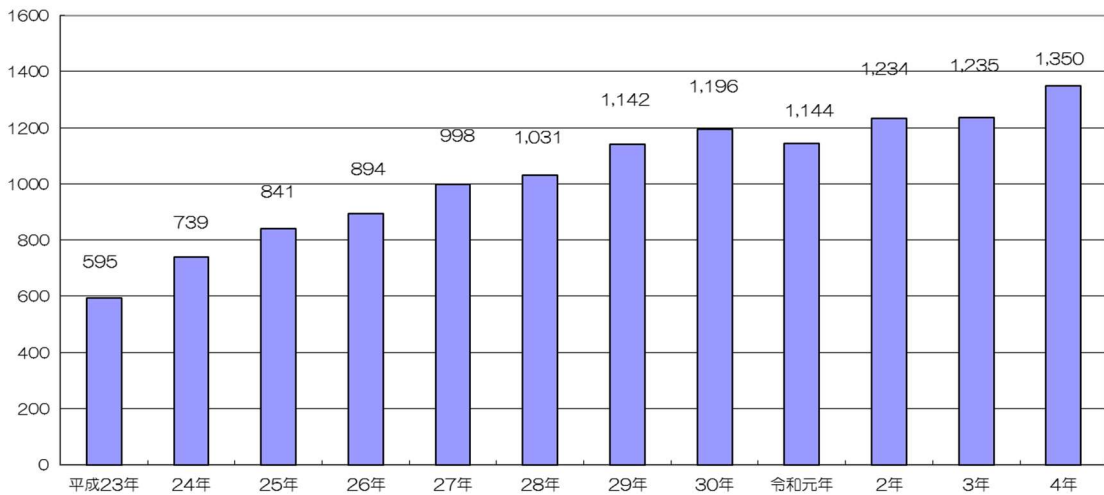
① 申立実績（東京都）



資料：東京家庭裁判所統計資料に基づき東京都福祉局生活福祉部作成

※各年1月から12月までの合計

② 区市町村申立（東京都）



資料：最高裁判所統計資料に基づき東京都福祉局生活福祉部作成

※各年1月から12月までの合計

<高齢者虐待への対応>

- 高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大、高齢者の認知症による言動の混乱、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合って発生します。
- 都市部における高齢者虐待の発生要因としては、近隣との付き合いが少なく家族が問題を抱え込みやすい傾向にあること、家族の規模が小さくなることにより人間関係が閉塞化し負担が集中しやすいことなどが挙げられます。
- 平成 18 年 4 月に施行された、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）においては、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、区市町村に通報することや、通報を受けた区市町村の措置、さらに、虐待を行ってしまった養護者に対する支援についても定められています。
- 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、平成 20 年度に 2,000 件を超え、平成 22 年度以降 2,500 件前後で推移していましたが、平成 27 年度に 3,000 件を超え、令和 4 年度は 4,444 件となっています。
- なお、相談・通報者の約 4 割を「介護支援専門員」及び「介護保険事業所職員」が占めています。

高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数

| | 養介護施設従事者等によるもの | | | | 養護者によるもの | | | |
|--------|----------------|---------------------|------------|---------------------|-------------|---------------------|------------|---------------------|
| | 相談・通報 件数 | 対前年度 増減 (増減率) | 虐待判断 件数 | 対前年度 増減 (増減率) | 相談・通報 件数 | 対前年度 増減 (増減率) | 虐待判断 件数 | 対前年度 増減 (増減率) |
| 令和4年度 | 318件 | 99件 (45.2%) | 111件 | 24件 (27.6%) | 4,444件 | 285件 (6.9%) | 2,652件 | 46件 (1.8%) |
| 令和3年度 | 219件 | 14件 (6.8%) | 87件 | 19件 (27.9%) | 4,159件 | 85件 (2.1%) | 2,606件 | ▲164件 (▲5.9%) |
| 令和2年度 | 205件 | ▲32件 (▲13.5%) | 68件 | ▲5件 (▲6.8%) | 4,074件 | ▲62件 (▲1.5%) | 2,770件 | ▲72件 (▲2.5%) |
| 令和元年度 | 237件 | 28件 (13.4%) | 73件 | 8件 (12.3%) | 4,136件 | 377件 (10.0%) | 2,842件 | 56件 (2.0%) |
| 平成30年度 | 209件 | 42件 (25.1%) | 65件 | 11件 (20.4%) | 3,759件 | 172件 (4.8%) | 2,786件 | 58件 (2.1%) |
| 平成29年度 | 167件 | 16件 (10.6%) | 54件 | 11件 (25.6%) | 3,587件 | 344件 (10.6%) | 2,728件 | 297件 (12.2%) |
| 平成28年度 | 151件 | 42件 (38.5%) | 43件 | 16件 (59.3%) | 3,243件 | 187件 (6.1%) | 2,431件 | 12件 (0.5%) |
| 平成27年度 | 109件 | 27件 (32.9%) | 27件 | ▲3件 (▲10.0%) | 3,056件 | 97件 (3.3%) | 2,419件 | 219件 (10.0%) |
| 平成26年度 | 82件 | 18件 (28.1%) | 30件 | 7件 (30.4%) | 2,959件 | 198件 (7.2%) | 2,200件 | 148件 (7.2%) |
| 平成25年度 | 64件 | 19件 (42.2%) | 23件 | 5件 (27.8%) | 2,761件 | 335件 (13.8%) | 2,052件 | 295件 (16.8%) |
| 平成24年度 | 45件 | ▲13件 (▲22.4%) | 18件 | 2件 (12.5%) | 2,426件 | ▲303件 (▲11.1%) | 1,757件 | ▲220件 (▲11.1%) |
| 平成23年度 | 58件 | 9件 (18.4%) | 16件 | 6件 (60.0%) | 2,729件 | 107件 (4.1%) | 1,977件 | 56件 (2.9%) |
| 平成22年度 | 49件 | 19件 (63.3%) | 10件 | 4件 (66.7%) | 2,622件 | 327件 (14.2%) | 1,921件 | 262件 (15.8%) |
| 平成21年度 | 30件 | ▲14件 (▲31.8%) | 6件 | 1件 (20.0%) | 2,295件 | 149件 (6.9%) | 1,659件 | 79件 (5.0%) |
| 平成20年度 | 44件 | 18件 (69.2%) | 5件 | 2件 (66.7%) | 2,146件 | 286件 (15.4%) | 1,580件 | 256件 (19.3%) |
| 平成19年度 | 26件 | ▲1件 (▲3.7%) | 3件 | ▲1件 (▲25.0%) | 1,860件 | 183件 (10.9%) | 1,324件 | 124件 (10.3%) |
| 平成18年度 | 27件 | | 4件 | | 1,677件 | | 1,200件 | |

資料：東京都福祉保健局「令和4年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

養護者による高齢者虐待についての相談・通報者（複数回答）

| | 介護支援 専門員 | 介護保険 事業所職 員 | 医療機関 従事者 | 近隣住 民・知人 | 民生委員 | 被虐待者 本人 | 家族・親 族 | 虐待者自 身 | 当該市町 村行政職 員 | 警察 | その他 | 不明 | 合計 |
|------|-------------|-------------------|-------------|-------------|------|------------|-----------|-----------|-------------------|-------|------|------|--------|
| 人数 | 1,426人 | 367人 | 277人 | 189人 | 42人 | 283人 | 362人 | 94人 | 298人 | 969人 | 288人 | 11人 | 4,606人 |
| 構成割合 | 31.0% | 8.0% | 6.0% | 4.1% | 0.9% | 6.1% | 7.9% | 2.0% | 6.5% | 21.0% | 6.3% | 0.2% | - |

(注1) 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数4,444件と一致しない。

(注2) 構成割合は、相談・通報者の合計人数4,606人に対するもの。

資料：東京都福祉保健局「令和4年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

第2節 生活支援サービスの推進等に向けた取組

- 元気な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備します。
- 一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動や見守りネットワークの構築を支援します。
- 要介護者や家族が安心して暮らせるよう、家族介護者を支援していきます。また、家族介護者が介護と仕事の両立などライフ・ワーク・バランスを実現できるよう、社会的機運の醸成や企業の雇用環境整備への支援を進めます。
- 高齢者の権利擁護について、成年後見制度の普及などに取り組む区市町村を支援するとともに、高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向けて相談支援や人材育成に努めます。

1 生活支援サービスの推進

(1) 生活支援サービスの充実

現状と課題

<多様な生活支援サービスの充実と地域の担い手としての高齢者>

- 今後、様々な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる一人暮らしの後期高齢者が大幅に増える見込まれており、これら高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活支援サービスを充実していくことが求められています。
- 地域で高齢者の在宅生活を支えるサービスには、介護保険制度や区市町村の事業として行われているサービスのほか、民間事業者の独自サービスや地域住民の支え合いで提供されているものもあります。生活支援サービスの充実には、そうした地域の多様な資源を把握するとともに、高齢者自身が支援を受ける側となるばかりでなく、地域とのつながりを持ちつつ、時には「地域社会を支える担い手」となり、住民相互に支え合うことも重要です。
- これまで介護サービス等を担ってきた生産年齢人口が減少する中、多くの高齢者が「地域社会を支える担い手」として、支援を必要とする高齢者のサポートや一人暮らし高齢者の見守りなどに積極的に関わるとともに、地域において高齢者が相互に助け合うことは、生活支援サービスの充実だけでなく、社会的な役割を持って活動することになり高齢者の生きがいや介護予防にもつながります。

施策の方向

■ 生活支援サービスの充実にに向けた取組を支援します

- ボランティアや、NPO法人、民間事業者等を活用して配食や見守りなどの生活支援サービスを提供していく区市町村を支援していきます。
- 元気な高齢者を生活支援サービスの担い手として位置付け、高齢者の活動の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村を支援します。
- 研修により、生活支援コーディネーターの養成や資質向上に取り組むとともに、各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図ることにより、区市町村において生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置が適切に行われ、生活支援サービスの充実にに向けた取組が効果的に行われるよう支援します。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

- ・ **人生100年時代社会参加マッチング事業〈再掲〉〔福祉局〕**
シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、希望に応じた仕事や学び、趣味、地域活動、介護現場での有償ボランティア等ができるよう、オンラインプラットフォームに情報を一元化するとともに、区市町村の取組を支援します。
- ・ **高齢者が地域で安心して生活できるための事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**
友愛訪問、相談事業、乳飲料・牛乳配達訪問を通じた見守り等、高齢者が在宅で安心して生活することができるようにするための取組を行う区市町村を支援します。
- ・ **生活支援体制整備強化事業〈再掲〉〔福祉局〕**
生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、地域資源の開拓や地域活動の担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターの養成・資質向上を図り、各区市町村が適切に配置できるように支援します。
- ・ **見守りサポーター養成研修事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**
高齢者等の異変に気付き、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域住民が状況に応じた見守りを行えるよう、東京都が作成した「高齢者等の見守りガイドブック」を活用するなどして見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。

(2) 見守りネットワークの構築と安全・安心に暮らせる体制の整備

現状と課題

<地域における見守りの新たな課題>

- 高齢化と核家族化の進展により、一人暮らし高齢者が増加しています。長期にわたり一人暮らしを続けることにより、社会や地域とのつながりが希薄になってしまう高齢者もいます。
- 高齢者が地域社会から孤立したまま亡くなる、いわゆる「孤立死」問題の背景には、近隣住民や行政等との接触が希薄な、一人暮らし高齢者の存在があります。
- また、孤立とまでは言えませんが、地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。
- 近年は、孤立の問題だけでなく、高齢の親がひきこもりの子供と同居している、いわゆる 8050 問題や、親の介護と子供の世話を同時に行っているダブルケアの問題など、適切な支援につながりにくい事例が顕在化しています。これらの問題は、高齢者本人に着目するだけでなく、世帯全体の課題として捉えないと解決が困難です。
- かつて地域社会には、住民同士の助け合いが多く見られましたが、都市化の進展により、こうした地域における「互助」の機能が低下してきています。
- 分譲マンションなどの共同住宅では、居住者の高齢化が進んでいます。共同住宅は戸建てに比べると居住者の状況を把握しにくく、特にセキュリティが厳重な新しいマンション等では支援を必要としていても、適切なサービスにつながらない可能性があります。
- また、都内には、昭和 40 年代以前に入居の始まった多摩ニュータウンなどの大規模集合住宅団地が多数存在します。これらの団地は、新しいマンション等と違い、長年住み続けている居住者が多く、団地単位のコミュニティの形成が進んでいるところもある一方で、入居者の高齢化が進み、商店街には空き店舗が増加するなど、コミュニティの弱体化も危惧されます。
- そこで、町会・自治会など、近隣の住民同士が協力し合い、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の取組との連携を図りつつ、高齢者とその家族に対する見守りや支援につなげるなど、地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。

<家庭内での緊急事態への備え>

- 高齢者の救急搬送は、令和 2 年、令和 3 年中は減少したものの、令和 4 年には以前の水準まで増加しています。また、熱中症により救急搬送される傷病者の半数以上を高齢者が占めています⁵。高齢者が地域において安心して在宅生活を継続するためには、家庭内で病気等の緊急事態に対応するサービスなどとともに、熱中症に対する正しい情報を届け、地域で見守り、支える取組も必要です。
- また、住宅火災による死者の 7 割以上は高齢者であり、自宅内で火災が発生した際、迅速に消防機関に通報できるようにすることも重要です。さらに、近年国内で発生した地震では、負傷者の約 3 割から 5 割が屋内における家具類の転倒・落下・移動によ

5 東京消防庁「令和 4 年 救急活動の現況」

って負傷しており⁶、地震による家具類の転倒・落下・移動防止対策など、非常時の安全も確保しなければなりません。

施策の方向

■ 高齢者の見守りネットワークの構築を推進します

- 地域における「互助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らし高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを進めます。
- 東京都が作成した「高齢者等の見守りガイドブック」を活用するなどして区市町村が地域の住民ボランティアを育成し、関係機関等からなる支援ネットワーク、高齢者の見守り等に活用する取組を支援していきます。



- 日常的に高齢者等と接する機会が多く、都内で広域的に活動する、金融業や小売業、配達・物流業などの民間事業者等と連携して、高齢者等の見守りや認知症の人を支える地域づくり等を推進します。
- 一人暮らし高齢者等の生活実態を把握して、地域住民等と連携した見守りや在宅高齢者等の相談に対応する窓口を設置する区市町村を支援します。
- 高齢者の世帯全体の複合的な課題に対する区市町村の対応力強化や組織横断的な連携体制の強化を図るため、定期的に関係者の連絡会を開催します。
- 高齢者の孤立化や閉じこもり防止のため、気軽に立ち寄り、参加できるサロンや会食の場等を整備する区市町村を支援するなど、「地域における居場所づくり」に取り組みます。

■ 高齢者の在宅生活の安全を確保します

- 熱中症予防の普及啓発、見守り、猛暑時の避難場所の設置など、区市町村が地域の実情に応じて取り組む熱中症対策を支援します。
- 高齢者の在宅生活の安全の確保を図るため、東京都、区市町村及び東京消防庁が一体となって実施している救急通報システム事業、住宅火災通報システム事業などに取り組みます。
- 在宅高齢者が安心して暮らすことを目的として、家具の転倒防止器具の設置などを行う区市町村を支援します。

6 東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・ **ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業**〔高齢包括〕〔福祉局〕

ICT機器を高齢者の見守りに活用し、その効果を検証するとともに、既存の見守りと組み合わせることにより、重層的な見守り体制の構築を目指す区市町村を支援します。

・ **見守りサポーター養成研修事業**〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

高齢者等の異変に気付き、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域住民が状況に応じた見守りを行えるよう、東京都が作成した「高齢者等の見守りガイドブック」を活用するなどして見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。

・ **高齢者が地域で安心して生活できるための事業**〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

友愛訪問、相談事業、乳飲料・牛乳配達訪問を通じた見守り等、高齢者が在宅で安心して生活することができるようにするための取組を行う区市町村を支援します。

・ **高齢者等の地域見守り推進事業**〔高齢包括〕〔福祉局〕

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が、地域において安心した生活を継続できるよう、区市町村や地域包括支援センター、地域住民等の地域の様々な主体が連携して行う見守りの取組を支援します。

・ **都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定**〔福祉局〕

日常的に高齢者等と接する機会が多く、都内で広域的に活動する民間事業者等と協定を締結し、高齢者等の異変に気付いた際の連絡や認知症の人を支える地域づくり等を推進します。

・ **高齢者見守り相談窓口設置事業**〔高齢包括〕〔福祉局〕

一人暮らし高齢者などの生活実態をアウトリーチ等により把握して、地域住民等と連携した見守りや在宅高齢者等の相談に対応する窓口を設置する区市町村を支援します。

また、窓口を含め高齢者の見守りに関わる関係者の連絡会を定期的を開催することにより、高齢者の世帯全体の複合的な課題に対する区市町村の対応力強化や組織横断的な連携体制の強化を図ります。

・ **人生100年時代セカンドライフ応援事業**〈再掲〉〔福祉局〕

高齢者の誰もが地域ではつらつと活躍できる社会を実現するため、文化、教養、スポーツ活動等を促進するほか、空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り、参加できる活動の拠点を整備する区市町村を支援します。

・ **【新規】TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業**〈再掲〉〔福祉局〕

高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を実現するため、地域で高齢者が参加できる会食活動を推進する取組を行う区市町村を支援します。

・ **高齢者の熱中症予防支援事業**〔高齢包括〕〔福祉局〕

高齢者を熱中症から守るため、熱中症予防の普及啓発、見守り、猛暑時の避難場所の設置など、区市町村が地域の実情に応じて取り組む熱中症対策を支援します。

・ **高齢者救急直接通報システム**〔高齢包括〕〔福祉局、東京消防庁〕

一人暮らし高齢者等が家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、ペンダント型の緊急通報装置等を押すと、東京消防庁に通報され、協力員が駆けつけます。

・ **高齢者住宅火災直接通報システム**〔高齢包括〕〔福祉局、東京消防庁〕

寝たきり高齢者、高齢者のみ世帯などに専用通報機器等を設置し、火災発生時に住

宅用火災警報器から東京消防庁に自動通報されます。

・ **高齢者救急代理通報システム〔高齢包括〕〔福祉局、東京消防庁〕**

一人暮らし高齢者等が家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、ペンダント型の緊急通報装置等を押すと、その信号を契約している事業者の受信センターが受信し、119番通報します。

・ **高齢者住宅火災代理通報システム〔高齢包括〕〔福祉局、東京消防庁〕**

寝たきり高齢者、高齢者のみ世帯などで火災が発生し、火災警報器等が作動すると、その信号を契約している事業者の受信センターが受信し、119番通報します。

・ **東京消防庁認定通報事業者制度〔東京消防庁〕**

東京消防庁が示す一定の基準（派遣員の現場への駆付け、組織的な教育体制の樹立等）を満たし、申請した事業者を「東京消防庁認定通報事業者」として認定し、公表します。

・ **高齢者が在宅での生活を続けていくための事業〔高齢包括〕〔福祉局〕**

高齢者が在宅で安心して生活するために、家具等の転倒防止器具の設置事業に対する支援を行います。

・ **救急医療情報キット事業〔高齢包括〕〔福祉局〕**

救急要請により駆けつけた消防職員が、傷病者宅に保管された救急医療情報キットを確認することにより、「かかりつけ医」、「服薬内容」などの必要な情報を把握し、迅速な救命活動につながるよう、救急医療情報キットの普及を支援します。

地域と連携・協力した高齢者の見守りネットワークの取組事例
～【府中市】高齢者の見守りネットワーク事業～

＜実施に至った経緯・取組の背景＞

- 核家族化の進展等により、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など、孤立しがちな高齢者が市内で増加していたことから、支援が必要な高齢者を早期に発見し、適切な福祉サービスを提供することで、高齢者が地域でいきいきと安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域と連携・協力した高齢者の見守りネットワークを構築することを目指しました。

(経緯) 平成 16 年度 よつや苑在宅介護支援センター（当時）の担当地域をモデル地区として指定
平成 17 年度 市内全域に拡大

＜取組の内容「地域と連携・協力した高齢者の見守りネットワーク」＞

- 地域包括支援センターを拠点として、市、地域包括支援センター、住民及び民生委員、自治会、事業者等の地域の住民、機関等が連携・協力して、おおむね 65 歳以上の高齢者をプライバシーに配慮しながら見守り、支援します。
- 具体的には、地域の住民、機関等に、日常生活、業務の中で高齢者をさりげなく見守っていただき、気になることがあれば地域包括支援センターへ連絡してもらいます。地域包括支援センターは、訪問等により高齢者の状況を確認します。
- 現在は、住民及び民生委員、自治会のほか、市内の新聞販売同業組合、廃棄物処理事業協同組合等 9 団体と協定を締結し、配達等の日常業務の中で、見守りを行っていただいています。



＜広報用リーフレット＞



＜廃棄物収集車の表示＞

＜実感している取組の効果・期待している効果＞

- 高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を速やかに開始することができ、異変の重度化や問題の長期化の予防、さらには高齢者の孤独死の予防にも繋がっています。
- 高齢者の見守りにとどまらない、地域の様々な主体と地域包括支援センターとの関係性の構築にも役立っています。

執筆協力・写真提供：府中市

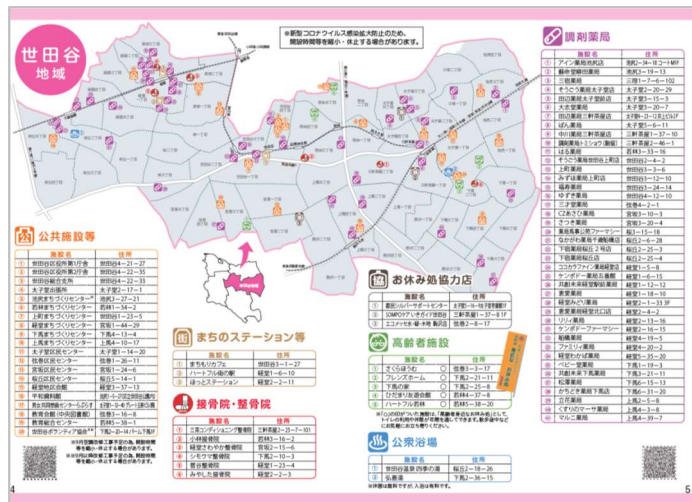
高齢者の熱中症予防支援事業（高齢者施策推進区市町村包括補助事業）
～【世田谷区】民間事業所の協力による猛暑避難所の設置事例～

＜実施に至った経緯・取組の背景＞

- 8月の平均気温が統計開始以来1位（当時）の高温となった平成22年、世田谷区内でも高齢者の熱中症による救急搬送事案が増加し、区として高齢者の熱中症対策事業の実施が検討され始めました。翌年の平成23年には東日本大震災が発生し、その影響による電力不足や節電に起因して熱中症リスクが高まるのではないかと懸念もあり、その年の夏季から、保健所が主管となり猛暑避難所の設置事業を実施することとなりました。
- 世田谷区では猛暑避難所の設置にあたり、名称を「お休み処」という親しみやすいものにし、“クールシェア”・“身近なところで”・“気軽に”をコンセプトに掲げ、公共施設だけでなくより高齢者の身近な存在である地域の民間事業所に協力を依頼し、高齢者が気軽に利用しやすい場所であることを目指しました。
- 保健所が持つ既存のネットワークを活用し、薬剤師会や柔道整復師会に協力を依頼したところ、地域の調剤薬局や接骨院・整骨院の賛同を得ることができ、初年度は公共施設と合わせて113か所の「お休み処」を設置することとなりました。
- 翌年の平成24年からは、「お休み処」を気軽に利用してもらえるよう、「お休み処」の所在を掲載した「せたがや涼風（すずかぜ）マップ」を作成し、公共施設や民間事業所で配布しています。

＜取組の内容＞

- 「お休み処」の設置事業の開始から10年以上が経過し、区内での「お休み処」の認知度も高まっています。公衆浴場や高齢者施設、民間事業所等賛同して下さる事業所も年々増え、令和5年にはお休み処の数も278か所になりました。
- 「お休み処」は、6月の半ばから9月の下旬までの日中、外出中の高齢者が立ち寄って涼んだり、水分補給をすることができます。
- 「お休み処」には、区から配布された黄色いのぼり旗が掲出されており、気軽な利用を呼びかける目印となっています。



「令和5年度版 せたがや涼風マップ」（左：表紙、右：中面）



<実感している取組の効果・期待している効果>

- 「お休み処」は、外出中の高齢者が暑い日に気軽に立ち寄り、休憩ができるという安心感を提供しており、「夏場、散歩の途中で涼しいところで休めるのはありがたい。」というような声が、利用者から多く寄せられています。利用者数も年々増加しており、令和4年の延べ利用者数は約7.5万人、令和5年には約13万人となっています。
- 賛同している事業所からも、毎年実施しているアンケートで「地域貢献ができ、住民に身近に感じてもらえている」との回答があるなど非常に好評です。
- “クールシェア”・“身近なところで”・“気軽に”という確かな事業コンセプトのもと「お休み処」事業を実施し、多くの高齢者に利用してもらえるよう訴求対象に届く効果的な広報を実施した結果、利用者数の増加や満足度の向上、賛同事業所の地域への貢献意識の高まりにつながっていると思料されます。

<その他世田谷区で実施している高齢者の熱中症予防事業>

- 熱中症予防シートの配付による注意喚起

平成26年度から、暑さに気づきにくい高齢者の室内における熱中症の予防のため、「熱中症予防シート」を作成し配布しています。「熱中症予防シート」は、室内の気温により液晶温度表示の色が変わり、「嚴重警戒」や「冷房で室温調整」などと気温に合わせた注意喚起が表記されています。本格的に暑くなる季節の前に、民生委員や区の職員が一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、室内での熱中症に対する注意喚起を行うとともに「熱中症予防シート」を配布しています。

- チラシを活用した熱中症予防啓発

熱中症の兆候となる症状の説明や、予防方法を紹介したチラシを作成し、町会・自治会の回覧を通じて熱中症予防の啓発を行っています。このチラシは、高齢者のごみ収集時に行う戸別訪問の際や、地域包括支援センター等による訪問活動の際にも配布しており、在宅高齢者に対する注意喚起を行っています。



執筆協力：世田谷保健所

2 家族や地域が高齢者を支えることができる環境づくり

(1) 要介護者を支える家族への支援

現状と課題

<家族介護者への支援>

- 介護保険制度は、従来、家族が担っていた高齢者の介護を社会全体で支えることを目的に創設されました。
- 家族介護者の負担軽減には、介護保険サービスのショートステイや通所介護などの利用に加え、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24時間対応のサービスが有効であることから、介護保険制度の保険者である区市町村は計画的に整備を進める必要があります。
- 認知症の人・要介護状態の人・その他加齢等に伴いケアが必要な人と、ケアが必要な人を介護等でサポートする配偶者や子供などの家族が安心して地域で暮らすためには、地域社会全体で双方を支えることが重要です。

<家族介護者支援の多様化>

- また、従来から、地域における要介護者とその家族への相談支援は、介護支援専門員や地域包括支援センターが担ってきました。各区市町村においても、家族介護継続支援事業等により、相談支援や交流会の開催などの支援を行っています。
- しかし、近年、家族が本来持っていた機能の低下、家族や世帯の課題や、取り巻く環境の多様化、複雑化から、要介護者だけでなく、認知症の人の家族やヤングケアラーを含む家族介護者本人への支援や、家族や世帯そのものへの支援という視点が重要となってきました。
- さらに、ダブルケアや8050問題等も含む、複雑化する世帯の課題に対応するためには、高齢分野だけでなく分野を超えた包括的な支援体制や、地域で支え合える地域づくりが欠かせないことから、区市町村による適切な地域包括ケアシステムのマネジメントが求められています。

施策の方向

■ 家族介護者の介護負担が軽減されるよう取組を推進します

- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護や特別養護老人ホーム等に併設されるショートステイについて都独自の整備費補助を行うなど、家族介護者が安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備を支援します。
- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人と家族を支える地域づくりを支援します。
- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症の人と家族の支援に取り組む区市町村を支援します。

■ 多様化する家族介護者への支援の取組を推進します

- 家族介護者に対する独自の支援事業を行う区市町村を支援します。
- 介護支援専門員が、職能団体等との連携を十分に図りながら、家族介護者や要介護者のいる世帯等を包括的に支援していくための技術の向上を含め、介護支援専門員に対する研修を実施します。
- 地域包括支援センター職員が、多様な課題を抱える家族介護者に対し、様々な専門職や関係機関と連携して相談支援できるよう研修を実施します。また、地域包括支援センター職員等を対象とした情報交換会を開催し、家族介護者支援等の課題に対する先進事例の共有や、他自治体の担当者と意見交換する場を設け、区市町村間の知識の共有や連携を推進し、住民サービスの向上を支援します。
- 多機関連携の体制を強化するため、関係機関との連携等において核となるヤングケアラー・コーディネーターの人材育成を実施し、配置する区市町村を支援します。また、支援推進協議会を設置し、必要な支援策を検討していきます。
- ヤングケアラー・コーディネーターが取組を共有する連絡会を開催し、各区市町村間での横断的連携を強化するとともに、連絡会を活用し検討内容を取りまとめた事例集を作成し、区市町村へ配布することで多機関連携ネットワークにおいて蓄積された支援の取組を区市町村間で共有します。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・【拡充】地域密着型サービス等整備推進事業〈再掲〉〔福祉局〕

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備費について補助します。小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等については、定員に応じた東京都独自の加算補助や建築費高騰への対応として物価変動分の反映を行うほか、老朽化した施設の改修経費の一部について補助します。

・ショートステイの整備〈再掲〉〔福祉局〕

社会福祉法人及び区市町村が行う特別養護老人ホーム等の整備の際に併設される、ショートステイの整備費について補助します。

・【新規】認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業〔福祉局〕

区市町村が行う、行方不明認知症高齢者を早期に発見するため、GPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援します。

・認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

・若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援します。

- **介護支援専門員実務研修〈再掲〉〔福祉局〕**
介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、介護支援専門員として必要な知識・技能を修得するための研修を実施します。
- **介護支援専門員現任研修〈再掲〉〔福祉局〕**
介護支援専門員証の交付を受け、実務に従事している人を対象に、必要な知識・技能を身に付けるための研修を実施し、質の向上を図ります。
- **介護支援専門員更新研修〈再掲〉〔福祉局〕**
介護支援専門員証の交付を受けてから有効期間の5年を迎え更新を受けようとする介護支援専門員に対し、研修受講の機会を確保し、専門職としての能力保持・向上を図るための研修を実施します。
- **介護支援専門員再研修〈再掲〉〔福祉局〕**
介護支援専門員として実務に就いていない人又は実務から離れていた人が再び実務に就く際、介護支援専門員として必要な知識・技能を再修得するための研修を実施します。
- **主任介護支援専門員研修〈再掲〉〔福祉局〕**
介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスの提供者との連携、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントを適切かつ円滑に提供する上で重要な役割を担う主任介護支援専門員の養成研修を実施します。
- **主任介護支援専門員更新研修〈再掲〉〔福祉局〕**
主任介護支援専門員に対し、継続的な資質向上を図るための研修を実施し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ります。
- **【拡充】地域包括支援センター職員研修等事業〈再掲〉〔福祉局〕**
地域包括支援センターに配置される職員に対して、地域包括支援センターの意義、他の専門職との連携等の業務について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るための研修を行います。
- **東京都ヤングケアラー・コーディネーター配置促進事業〔福祉局〕**
区市町村における関係機関と支援者団体等とのつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置といった区市町村の取組を支援し、関係機関の連携をより一層推進します。

東京都におけるヤングケアラー支援の取組事例
 「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」を作成しました
 ～関係機関が連携して子供を支援につなげるために～

<実施に至った経緯・取組の背景>

- ヤングケアラーは、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子供とされています。しかしながら、18 歳以上の若者ケアラーも切れ目のない支援が必要です。
- ヤングケアラーは、子どもの権利が守られていない可能性があるにもかかわらず、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、また本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造であることから、関係機関等が連携して対応していくことが求められています。
- ヤングケアラーの負担を軽減するためには、生活福祉や高齢者福祉など様々なサービスの支えも必要になることから、各分野の関係機関が緊密に連携しながら、家族全体を重層的に支援していかなければなりません。
- 福祉、教育をはじめとする関係機関が、ヤングケアラーについて認識を深め、早期にその存在に気付くとともに、見守り、寄り添いや具体的な支援に繋ぐことができるよう、ヤングケアラーの支援を行う自治体担当者及び支援機関・支援者（児童福祉、学校、高齢者福祉などそのほかの福祉分野等）を対象に「ヤングケアラー支援マニュアル」を作成しました。



<高齢者福祉関係機関におけるヤングケアラー支援の役割>

- 認知症・要介護・高齢等の祖父母を、主介護者（親）に代わり子供がケアしているケースがあります。
- 高齢者福祉分野は、そのようなヤングケアラーへの気付きや、関係機関へのつなぎ、支援において大きな役割を果たします。家庭訪問等による本人や家族との対話や、困りごと・ニーズ等の把握や寄り添い・支援等が期待されます。
- 高齢者保健福祉機関の場合、訪問介護・通所介護の頻度の増加や、ショートステイの利用等で、間接的にヤングケアラーの負担をやわらげ支援できる可能性があります。

| 支援機関別 概要版 6種 | | |
|--|----------------------------------|---------------------------------|
| すぐ見たいときに手元で参照し、実践する | | |
| 本編のうち要点抜粋、支援機関別のポイントや事例を記載したものを掲載したものです。 | | |
| 東京都ヤングケアラー支援マニュアル 児童福祉関係機関編 | 東京都ヤングケアラー支援マニュアル 教育関係機関(学校)編 | 東京都ヤングケアラー支援マニュアル 生活福祉関係機関編 |
| 東京都ヤングケアラー支援マニュアル 障害福祉関係機関編 | 東京都ヤングケアラー支援マニュアル 高齢者福祉関係機関編 | 東京都ヤングケアラー支援マニュアル 保健・医療関係機関編 |

<おわりに>

- 地域の関係機関による緊密な連携、ヤングケアラーへの早期の気付き、見守りや寄り添いなど、各機関が実際の支援に役立てられるよう、本マニュアルは東京都のホームページに掲載しています。
- 福祉、教育分野をはじめ、ひろく関係機関の皆様にも、本マニュアルをご活用いただけると幸いです。

(2) 介護と仕事の両立などライフ・ワーク・バランスの推進

現状と課題

- 介護と仕事との両立を進めるためには、職場での理解を深め、両立に取り組みやすい雰囲気や風土を醸成することが重要です。現在、介護をしながら働く人は360万人を超え、40～50歳代の働き盛りの世代が増えています。しかし、企業における介護と仕事の両立支援に向けた取組は十分とは言えず、家族の介護や看護のために離職した人は令和4年（2022年）には10万6千人に上っています。
- また、ライフ・ワーク・バランスの推進に当たっては、従業員が家庭生活と仕事を両立できる雇用環境整備を進めることが重要です。しかし、従業員規模の小さい企業では、雇用環境整備を進める上で、経営的に余裕がないといった課題があります。

施策の方向

- 介護と仕事の両立推進などライフ・ワーク・バランスに関する優れた取組を行っている企業を認定し、その内容を公表することで、社会的機運の醸成を図り、企業の雇用環境整備を促進します。
- 中小企業における介護と仕事の両立等、従業員が安心して働くことのできる雇用環境整備を働きかけていくため、中小企業等の働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 介護と仕事の両立推進に向け、企業の取組意識を高めるとともに、労使双方に対し、両立支援に関する情報提供を行います。

【主な施策】

・ライフ・ワーク・バランス推進事業〔産業労働局〕

家庭生活と仕事とを両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業等を、東京都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、認定企業の取組やノウハウを発信します。

また、働き方やテレワークといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとに、実践的なプログラム等を交えた展示とセミナー・講演などによる情報発信を一体的に行う「ライフ・ワーク・バランスE X P O」を開催します。

・【新規】育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業〔産業労働局〕

育児・介護中の従業員を対象にテレワークの導入を行う中小企業等に対し、導入経費の助成や専門家派遣を実施します。

・働きやすい職場環境づくり推進事業〔産業労働局〕

雇用環境整備に取り組む中小企業等に対する専門家の派遣や奨励金の支給、研修会の実施により、家庭生活と仕事の両立に向け企業を支援します。

・家庭と仕事の両立支援推進事業〔産業労働局〕

育児・介護と仕事の両立支援に向け、「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」により、介護等の家庭と仕事の両立支援について、労使双方への情報提供を行います。

さらに、介護と仕事の両立に関するシンポジウムを開催し、両立への取組に対する意識啓発を図ります。

・【拡充】介護休業取得応援事業〔産業労働局〕

従業員に、合計15日以上介護休業（有給の介護休暇を含む。）を取得させ、原職等に復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、介護休業等の期間に応じて奨励金を支給します。

・ライフ・ワーク・バランス推進事業〔生活文化スポーツ局〕

ホームページで東京都や区市町村におけるセミナー等の開催情報や支援情報等を紹介することなどにより、ライフ・ワーク・バランスを推進します。

・T O K Y Oメンターカフェ〔生活文化スポーツ局〕

仕事、子育て又は介護等の経験を持つ助言者「都民メンター」に気軽に相談できる女性の悩み相談サイト「T O K Y Oメンターカフェ」を運営し、悩みや不安を抱える女性を支援します。

3 高齢者の権利擁護と虐待等への対応

(1) 高齢者の権利擁護

現状と課題

< 日常的な相談支援 >

- 判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスの利用援助や日常的な困りごとについて、気軽に相談できる窓口が求められます。

< 成年後見制度の活用 >

- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する成年後見制度の必要性が高まっています。
- 本人を適切に支援するためには、支援ニーズを見落とさずに適切な成年後見制度の活用につなげることができる体制を整備する必要があります。
- 平成 28 年 5 月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、令和 4 年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。本計画において、区市町村は中核機関を中心とした地域連携ネットワークづくりと区市町村計画の策定推進に努め、都道府県は市民後見人や法人後見実施団体といった担い手の確保・育成や、区市町村長申立て及び意思決定支援研修の実施等広域的な観点から地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を行うこととされています。

施策の方向

■ 日常的な相談支援体制を充実します

- 各地域で身近な相談窓口の設置が進むよう、福祉サービスの利用相談や権利擁護に関する取組を行う区市町村等へ支援を行います。
- 単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し任意後見などの必要とする制度等へつなげる取組などを行う区市町村を支援します。
- 東京都社会福祉協議会と区市町村社会福祉協議会が連携して、認知症高齢者等で判断能力が不十分な方々に、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援を行い、利用者の生活と権利を守る取組を支援します。

■ 必要な方が安心して成年後見制度を利用できる体制を整備します

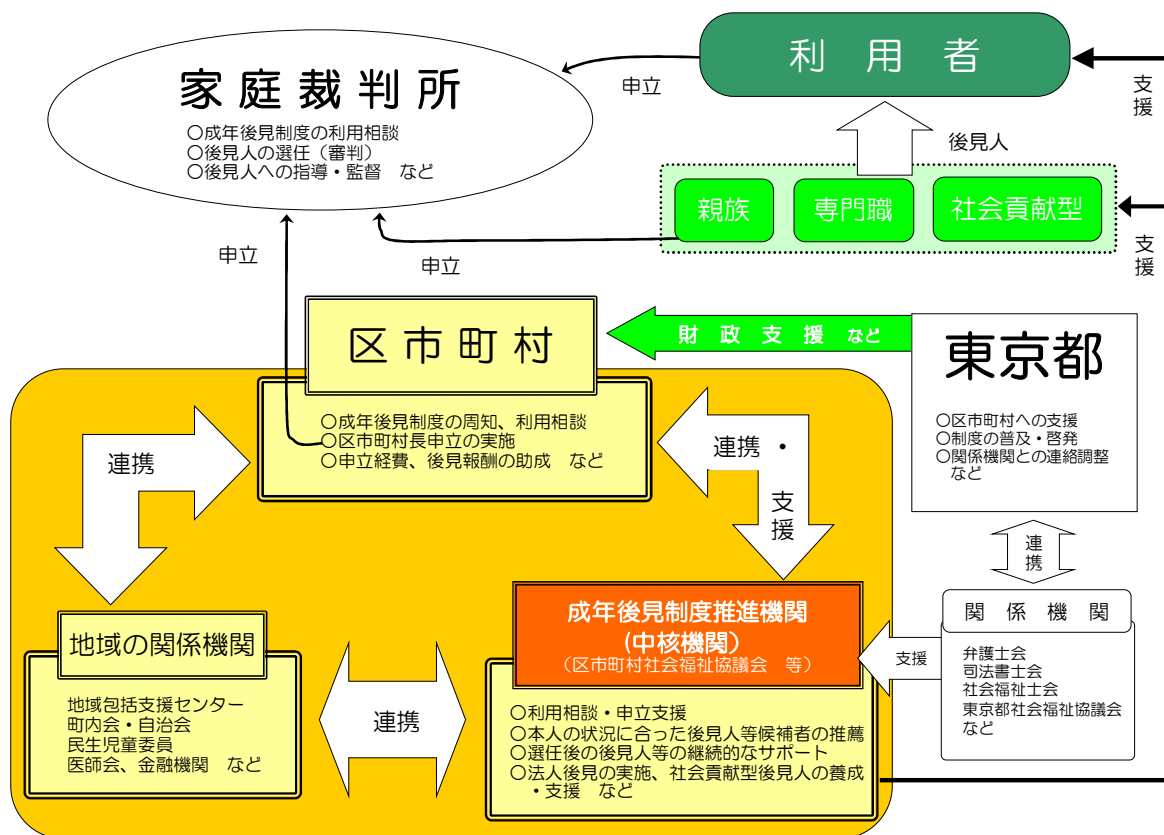
- 成年後見制度（任意後見を含む）について都民の理解を促進するとともに、成年後見制度の利用促進のための取組を行う区市町村への支援を行います。
- 本人の状況に合った後見人候補者を推薦するマッチング機能の強化を図る区市町村

や、選任後も親族後見人等を継続的にサポートする区市町村を支援します。

- 費用負担能力や身寄りのない人でも制度を活用できるよう、申立経費や後見報酬の助成などに取り組む区市町村を支援します。
- 家庭裁判所が都道府県を単位とする機関であることから、家庭裁判所や、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門職団体、認知症等の当事者団体、社会福祉協議会、行政機関等と「東京都成年後見地域連携ネットワーク会議」を開催するなど連携の強化を進めます。

また、令和元年度に締結した「区市町村への弁護士等の派遣協力を盛り込んだ協定」に基づき、区市町村の体制強化を支援します。

◇ 成年後見活用あんしん生活創造事業のイメージ



資料：東京都福祉局生活福祉部作成

【主な施策】（※地域福祉包括：地域福祉推進区市町村包括補助事業）

・ **高齢者権利擁護推進事業〔福祉局〕**

区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。

・ **【新規】単身高齢者等の総合相談支援事業〔地域福祉包括〕〔福祉局〕**

区市町村が行う、単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し任意後見などの必要とする制度等へつなげる取組などを支援します。

・ **日常生活自立支援事業〔福祉局〕**

認知症高齢者等の判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続、日常的な金銭管理などについての支援を行います。

なお、本事業は本人との契約により実施されるため、内容を理解し、契約を締結することができる程度の判断能力のある人を対象とします。

・ **福祉サービス総合支援事業〔地域福祉包括〕〔福祉局〕**

住民に身近な区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力が十分とは言えない人の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。

・ **成年後見活用あんしん生活創造事業〔地域福祉包括〕〔福祉局〕**

成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村による成年後見制度推進機関の設置を促進するとともに、後見人等候補者の養成、本人の状況に合った後見人候補者の推薦、選任後の定期支援、申立経費や後見報酬に対する助成等の取組を支援します。

・ **苦情対応事業〔福祉局〕**

利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者が安心して自ら福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備します。

地域における高齢者の権利擁護への取組 ～地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について～

<地域福祉権利擁護事業とは>

- 認知症や、知的障害、精神障害などにより、日常生活のさまざまなことを自分一人で判断し、手続きすることがむずかしい場合があります。こうした方々に、福祉サービスの利用援助や日常生活での金銭管理等を支援する取組として地域福祉権利擁護事業があります。
- この事業では、本人との契約により、「福祉サービスの利用援助」「日常的な金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を行います。社会福祉協議会等の専門員と一緒に作成した支援計画にもとづき、生活支援員による毎月の訪問等をとおしてサービスを受けることができます。

| | 地域福祉権利擁護事業 | 成年後見制度（法定後見） |
|-------------|--|---|
| 担い手 | ○都道府県・指定都市社協の事業 ○事業の一部を区市町村社協等に委託（専門員、生活支援員による支援の実施） | ○補助人、保佐人、成年後見人として、家庭裁判所が選任した親族、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、法人 等 |
| 利用開始の手続き | ○実施社協・団体に相談・申込み ○利用者本人または成年後見人等と実施社協・団体の契約 | ○家庭裁判所に申立て、家庭裁判所の審判 ○申立てできるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、区市町村長 等 |
| 対象者の判断能力の判定 | ○「契約締結判定ガイドライン」により専門員が判定 ○判定が困難な場合には、専門家からなる契約締結審査会で判断 | ○医師の診断書・鑑定書に基づき家庭裁判所が判断 |
| 監視、監督 | ○契約締結審査会 ○福祉サービス運営適正化委員会 | ○家庭裁判所（家庭裁判所が必要と認める場合は、別に監督人が選任される） |
| 費用負担 | ○契約前の相談は無料、契約後の支援は利用者負担 ○都内標準利用料は1回1時間当たり1,500～3,000円程度 | ○申立費用は申立者負担が原則（東京家庭裁判所では、本人利益のための制度利用であることをふまえ、本人へ求償する審判を原則としている） ○後見報酬は原則、本人財産から支払われる（家庭裁判所が額を決定する） |
| 制度利用に伴う資格制限 | ○なし | ○保佐類型、後見類型には公務員になれない等の制約あり |

【地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の比較】

<事例①「通帳や印鑑の置き場所を忘れてしまうために」>

- 一人暮らしのAさん（70歳代）は、最近、物忘れが多くなりました。同じ品物をいくつも買ってしまうことや、通帳や印鑑をどこにしまったのかを忘れてしまうこともたびたびありました。Aさんの困りごとを知った地域包括支援センターの職員は、地域福祉権利擁護事業を紹介することにしました。
- 自宅を訪ねて来た専門員より事業の説明を聞いたAさんは、通帳・印鑑を社協に預けることにしました。また、見守りを兼ねて生活支援員が月2回訪問し、その都度、銀行へ同行して生活費を払い戻したり、公共料金の支払いを手伝ってもらうことにしました。

<事例②「消費者被害をきっかけとして」>

- 軽度の認知症があるBさん（80歳代）は、昨年夫を亡くして以来、一人暮らしとなりました。Bさんは、日常的な買い物の支払いはできるものの、金額の大きな手続きは夫が行ってきたので、これからすべての金銭管理を一人でしなければならぬことに不安を感じていました。
- ある日、近所の住民がBさん宅を訪ねると、真新しい羽根布団5組と業務用の掃除機2台が玄関に置いてありました。「もしかすると訪問販売の被害



にあっているのではないか」と、地域包括支援センターに相談が入り、センターの職員と専門員が自宅を訪問することになりました。

- Bさんの話によれば、「訪問販売員の話の間うちに断りにくくなり、申し込んでしまった」とのこと。そして、「できるならば返品したい」という意思表示があったために、消費生活センターを紹介すると、クーリングオフで解約することができました。
- Bさんは、これを機会に地域福祉権利擁護事業を利用することにし、通帳・印鑑を社協に預けるとともに、毎週生活支援員が見守りのために訪問し、銀行に同行して生活費を払い戻す支援を受けることになりました。

<事例③「成年後見制度へつなげる支援として」>

- Cさん（70歳代）には婚姻歴はなく、長く大型トラックの運転手として仕事をしていました。他県に住む兄弟とは、ほとんど連絡することはありません。10年前、脳梗塞により自宅のアパートで倒れ、体に麻痺が残ったため仕事ができなくなりました。部屋は3階にあり、手すりをつかって、ようやく階段を昇り降りしています。3年ほど前から認知症の症状があらわれるようになり、通帳や印鑑をなくしてしまうことが続きました。銀行で地域福祉権利擁護事業のこと聞き、利用することになりました。
- しばらくは安定した生活を過ごしていたCさんですが、次第に認知症が進むと、通帳を預けていることも忘れるようになってしまいました。社協では、これ以上判断能力が低下すると、地域福祉権利擁護事業での支援の継続がむずかしくなると考え、成年後見制度の利用を勧めることにしました。Cさんと話し合ったところ、住まいについて、「階段が辛いので、できれば引っ越したい」との気持ちが伝えられました。Cさんの希望を踏まえ、判断能力の低下と今後の居所を検討するため、親族の協力を得て、成年後見制度の保佐での申し立てを行うことにしました。やがて家庭裁判所で社会福祉士が保佐人として選任されると、地域福祉権利擁護事業を解約し、金銭管理や引っ越しの手続きを引き継いでもらうことになりました。

<判断能力に応じた支援を一緒に考えます>

- 以上のように、地域福祉権利擁護事業は、判断能力が不十分ではあるものの、支援を受けることによって、自分の意思で決めることができる人を対象としています。
- 一方、判断能力の低下が進み、地域福祉権利擁護事業の支援ではむずかしくなると、成年後見制度に移行する例もあります。
- 判断能力の状態に応じて、どのような支援が必要であるか、社会福祉協議会を中心に、権利擁護事業や成年後見制度の相談窓口が設けられています。こうした中には、身寄りがいない方の身元保証についての事業を行っている場合もあります。福祉サービスの利用契約や金銭管理の上で、気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



執筆協力：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

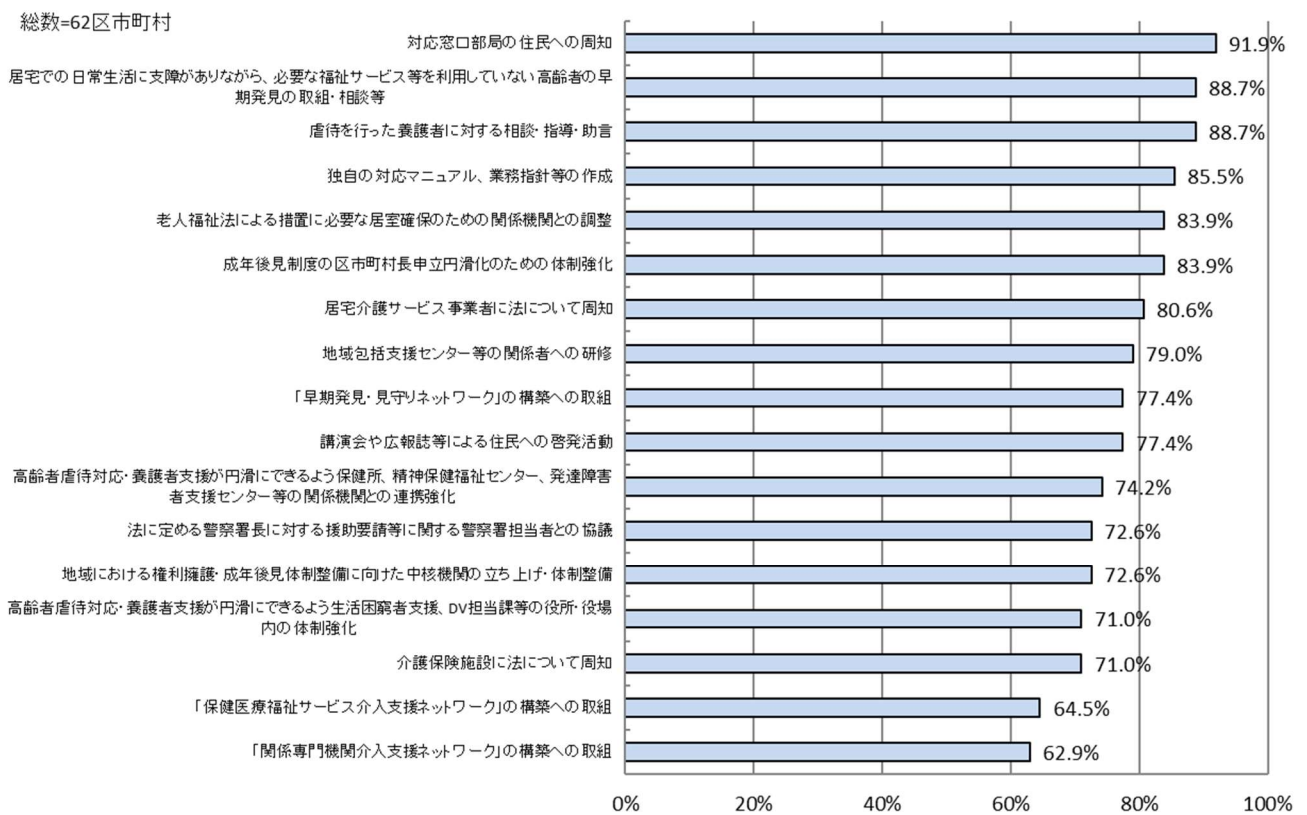
(2) 高齢者虐待への対応

現状と課題

< 相談・通報件数、虐待判断件数の増加 >

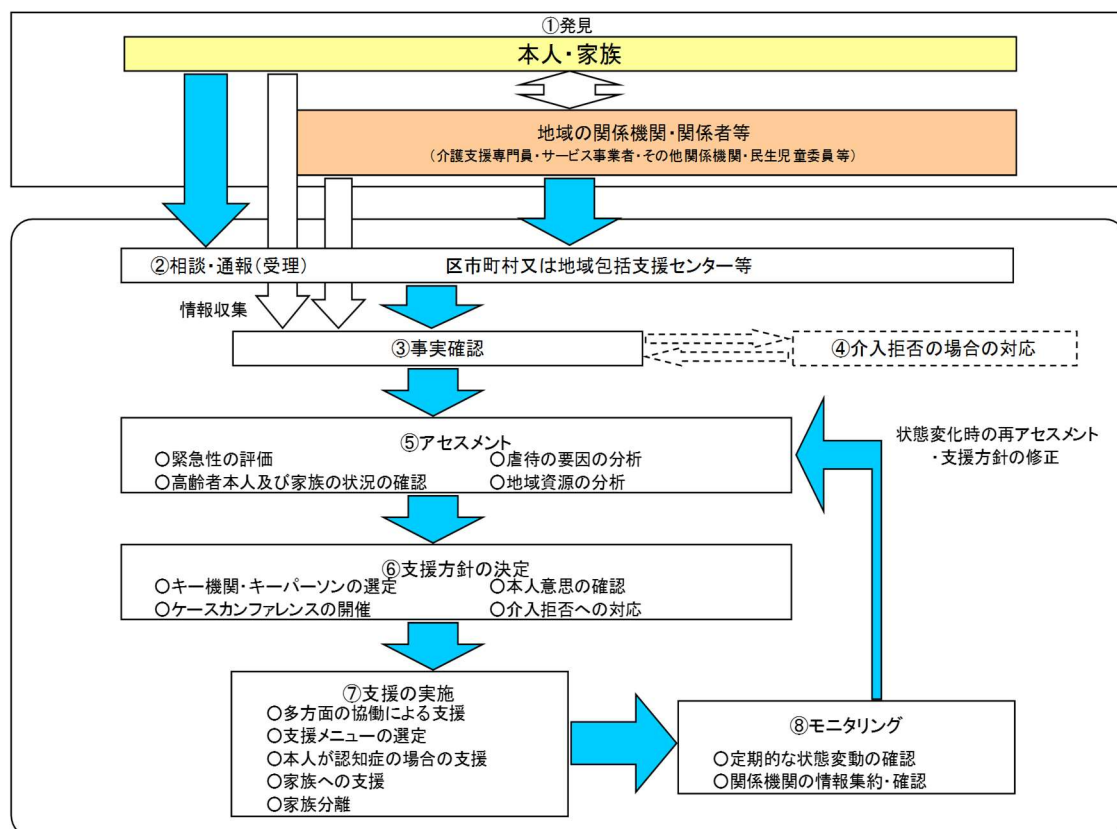
- 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数は増加傾向にあります。
- 多くの区市町村では、養護者による高齢者虐待の対応窓口は地域包括支援センターが担っています。通報受理後の対応方法や虐待防止のための体制整備については、地域により取組状況に違いが見られます。

区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等に関する状況



資料：東京都福祉保健局「令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

養護者による高齢者虐待事例対応の基本的な流れ



資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

- 家族等による虐待のほか、介護保険施設、居宅介護サービスなど入所、訪問、通所の利用形態を問わず、高齢者の生活を支えるサービスに従事する介護職員等による虐待も発生しており、大きな課題です。
- 介護保険施設等は、介護が必要な高齢者に対し、専門職が業務としてサービスを提供する施設です。そこでの虐待はあってはならないもので、虐待が疑われる場合には、区市町村による迅速・適切な事実確認が求められます。

施策の方向

■ 虐待防止対応のための体制を確保します

- 高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向け、区市町村、介護サービス事業者等における人材の育成に努めます。
- 高齢者虐待対応の窓口である区市町村を支援するため、専門職による相談・支援体制を構築し、普及します。

【主な施策】（※高齢包括：高齢者施策推進区市町村包括補助事業）

・ **高齢者権利擁護推進事業〈再掲〉〔福祉局〕**

区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。

・ **【拡充】地域包括支援センター職員研修等事業〈再掲〉〔福祉局〕**

地域包括支援センターに配置される職員に対して、地域包括支援センターの意義、他の専門職との連携等の業務について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るための研修を行います。

・ **高齢者虐待防止対策事業〔高齢包括〕〔福祉局〕**

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく、虐待の防止と養護者への支援を実施するための体制整備、啓発活動など区市町村が独自で行う取組を支援します。

・ **高齢者虐待事案への的確な対応〔警視庁〕**

高齢者や地域住民からの相談等により虐待の実態を把握し、関係機関と連携して、保護を要する高齢者への早期対応と虐待事案への的確な対処を行います。

(3) 悪質商法等による消費者被害対策

現状と課題

- 令和4年度に都内の消費生活センターに寄せられた高齢者(60歳以上)の消費生活相談件数は42,447件で、全相談件数に占める割合は相談全体の約3割です。高齢者からの相談に係る契約金額の平均は100万円で、59歳以下の平均金額88万円と比較して高額となっています⁷。
- 高齢者の消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための取組については、区市町村や関係機関との連携が必要です。既に都内の全区市町村で、高齢者福祉部門、消費生活センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、介護事業者などによる高齢者の見守りネットワークが形成されており、近年は消費者被害防止の視点を考慮した運営も着実に増えてきています。
- 特殊詐欺の刑法犯認知件数について見ると、平成28年までは2,000件前後で増減を繰り返していましたが、平成29年には3,510件と急増し、平成30年には4,185件(平成30年からキャッシュカード詐欺盗を含む)と過去最悪を記録しました。令和元年には3,815件と若干減少となりましたが、依然として高止まりが続いています。
また、被害額についても、平成30年に88.7億円と過去最悪の被害額となり、令和元年においても75億円を超える被害が発生しています。令和5年1月から6月までの特殊詐欺の認知件数は1,402件、被害額は37億円超で、令和4年の同時期よりも30件減少しておりますが、被害額は約10億円以上増加しています⁸。

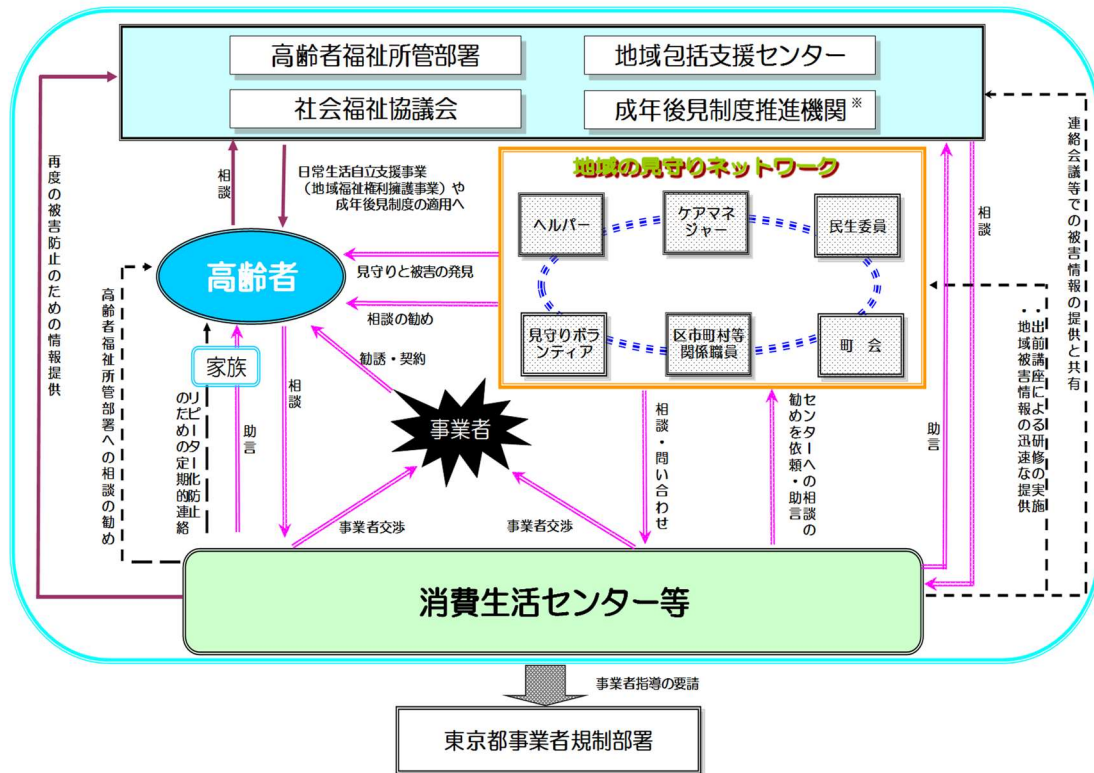
施策の方向

- 東京都では、高齢者の消費者被害防止の観点を重視した、消費生活部門と高齢者福祉部門との連携による高齢者の見守りネットワークが都内全区市町村に構築されたことに伴い、見守りネットワークのさらなる強化に向けた区市町村の取組に対する支援を実施します。
- それとともに、高齢者自身はもとより、家族、介護事業者、地域住民等高齢者を取り巻く人々への消費者教育を行い、消費者被害の未然・拡大防止を図ります。
- 具体的対策として、区市町村の見守りネットワークに関する自己評価等を踏まえた取組や消費者安全確保地域協議会設置の推進などの支援に加え、介護事業者等の高齢者を見守る人々を対象にした出前講座による人材育成を実施します。
また、配送業務等で各家庭を訪問する事業者と連携し、高齢者宅等に悪質商法被害に関する注意喚起情報(リーフレット)を声かけしながら手渡しで届ける取組を実施します。
- さらに、都民の身近で発生し、脅威となっている特殊詐欺の根絶に向け、社会全体の機運醸成や、特殊詐欺対策についての高齢者の理解浸透を目指し、様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施します。

7 令和4(2022)年度消費生活相談概要

8 警視庁「特殊詐欺根絶アクションプログラム・東京」

地域における消費者被害防止の仕組み（イメージ図）



※ 区市町村を実施主体とし、後見人のサポートや地域ネットワークの活用といった取組を通じて、成年後見制度の普及と活用の促進を図ることを目的とする機関

資料：東京都生活文化スポーツ局作成

【主な施策】

・高齢者被害防止キャンペーン〔生活文化スポーツ局〕

敬老の日を含む毎年9月を悪質商法による「高齢者被害防止キャンペーン月間」とし、ポスター、リーフレット、ステッカー等の啓発資料を作成・配布するとともに、交通広告等による啓発を行います。

また、期間中に「高齢者被害特別相談（3日間）」も実施します。

・高齢者見守り人材向け出前講座〔生活文化スポーツ局〕

高齢者の身近な存在である訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員、民生委員・児童委員等を対象に、悪質商法の手口、被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を行います。

・悪質商法注意喚起プロジェクト〔生活文化スポーツ局〕

配送業務等で各家庭を訪問する事業者と連携して、悪質商法被害に関する注意喚起情報（リーフレット）を、声かけをしながら手渡しで届けます。

・高齢者被害に係る消費生活相談体制の強化〔生活文化スポーツ局〕

東京都消費生活総合センターに高齢者専用の相談窓口「高齢者被害 110 番」、高齢者の身近にいるホームヘルパー、ケアマネジャー等が地域の高齢者被害について通報や問合せをするための専用電話「高齢消費者見守りホットライン」を開設し、高齢者の相談を集中して受け付けます。

・特殊詐欺対策〔警視庁〕

警視庁、区市町村と連携し、各自治体等が主催する防犯講習会等に講師を派遣し、手口の解説や対策の説明に加え、会場において特殊詐欺を模した電話やSMSを体験させる「特殊詐欺被害防止に向けた体験型啓発」や特殊詐欺の手口を分かりやすく解説した高齢者向けの被害防止リーフレットの作成・配布、プロの劇団員による「特殊詐欺被害防止公演」、金融機関職員等に対する講習会の開催など、様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施します。

・高齢者の防犯対策〔警視庁〕

高齢者の犯罪被害等に関し、関係機関との情報共有を行うとともに、高齢者が犯罪被害にあわないために必要な防犯対策について各種警察活動を通じて情報発信を行い高齢者の防犯意識の高揚を図ります。

また、子や孫世代にも警視庁の防犯アプリ「Digi Police」等を活用して犯罪発生情報や防犯情報の提供を行い、社会全体で高齢者を犯罪被害から守る気運の醸成に取り組みます。